

令和4年6月30日

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田幸司 殿

国立大学法人北海道大学理事
行松泰弘

回 答 書

令和4年6月10日付け質問書にて照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 令和4年5月18日付け回答書の4において回答しているとおり、2年より以前（令和2年1月支給分以前）の補償は予定していないため、法人化以降の未払いの総額等は把握していない。
なお、仮に総額等を計算することとした場合であっても、手当の支給要件の確認が困難であることから、総額等の把握は困難な状況である。
2. 令和4年5月18日付け回答書の3において回答しているとおり、平成16年4月の法人化に伴い就業規則を制定し、契約職員（フルタイム）については、期末手当、勤勉手当及びその他諸手当を支給することと規定しているが、「医員」及び「医員（研修医）」については、契約職員であるものの、期末手当、勤勉手当及びその他諸手当のうち住居手当については支給しないこととする法人化前の取扱いを法人化後も引き続き取り扱ってきたものである。
3. 契約職員である「医員」及び「医員（研修医）」以外については、就業規則に満たない労働条件で雇用している者は確認できなかった。